

役員選挙に関する規約

(目的)

第 1 条 本組合の役員選挙は、中小企業等協同組合法及び定款に定めあるもののほか、この規約の定めるところにより行う。

(候補者)

第 2 条 この規約において候補者とは、定款第31条第 6 項及び定款第37条第 2 項に規定されている立候補者及び被推薦者をいう。

(選挙の期日)

第 3 条 役員任期満了による選挙は、その任期が終了する日の前30日以内、又はその日の後10日以内に行う。

2 役員補欠のための選挙は、これを行うべき事由が生じた日から 3 ヶ月以内に行う。

3 役員定数の増加を議決したときは、増員された数の役員選挙は、その議決した総会において行う。

(選挙管理委員会)

第 4 条 総会において選挙を行う場合には、少なくともその総会会日の30日前までに選挙管理委員会をその都度設置する。

2 選挙管理委員会は選挙管理委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 委員は、7人以上15人以内とし、理事会において選任する。

4 選挙管理委員会は、選挙人名簿の管理、選挙の公示、候補者の受付、投票及び開票等の選挙に関する事務を行う。

(委員長・副委員長)

第 5 条 選挙管理委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから選任する。この場合において委員長が選任されるまでは理事長が委員長の職務を行う。

3 委員長は、選挙管理委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(招集)

第 6 条 選挙管理委員会は必要の都度、委員長が招集する。

(候補者の報告)

第 7 条 委員長は、候補者の届出を受理したときは、受付順に候補者一覧表を作成し、理事長に提出しなければならない。

(選挙立会人)

第 8 条 選挙には、選挙立会人（以下「立会人」という。）3人以上5人以内を置く。

2 立会人は、総会において選任する。

(投票箱の確認)

第 9 条 委員は、組合員が投票を開始する前に、組合員及び立会人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙)

第 10 条 投票用紙は、理事用と監事用に区分する。

2 投票用紙には、予め候補者の氏名、所属会社及び地域を記載するものとする。ただし、員外候補者の場合は地域欄に員外と表示するものとする。

(投票用紙の交付)

第 11 条 委員は、立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

(投票)

第 12 条 組合員は、自ら、投票用紙に予め記載されている候補者の内、投票しようとするものに対して、○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 前項の投票すべき役員の数は、選挙すべき役員の数以内とし○の記号を連記するものとする。

(書面による選挙権の行使)

第 13 条 組合員は、定款第38条第1項の規定により、書面による選挙権を行使しようとするときは、投票用紙を請求し、候補者のうち投票しようとするものに対して、○の記号を付し、総会会日の前日までに本組合が受理できるように持参又は送付しなければならない。

(投票の終了)

第 14 条 委員長は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

2 投票の終了後は、何人も投票することはできない。

(投票用紙交付数の確認)

第 15 条 委員長は、投票終了後直ちに組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、立会人の確認を得なければならない。

(開票)

第 16 条 開票は、立会人立会の上、委員が投票箱を開き、候補者ごとに得票数を計算するものとする。

(無効投票)

第 17 条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 投票すべき役員の数を超過して○の記号を記載したもの
- (3) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

2 投票が前項各号に該当するかどうかの判断は、委員長が立会人の意見を徴して決定する。

(開票結果の報告)

第 18 条 委員長は、開票が終了したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

(規定外事項の処理)

第19条 この規約に定めなき事項は、選挙管理委員会に於いて協議の上決定するものとする。

附 則

この規約は、平成5年11月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。(第10条改正)

附 則

この規約は、平成12年10月12日から施行する。(第12条改正)